

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 ^{アサノミツ} 阿すな3給水建設
 住所 奈良市2名2丁目2488-33
 代表者氏名 ^{アサノミツ} 阿すな 代表者
 電話番号 0742-46-2429
 FAX番号 0742-31-4095
 メールアドレス asharo45@hotmail.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

- 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
 この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
 ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 3 年 4 月 9 日

届出者

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

あすなろ設備建設
奈良市二名2丁目2458番の33
西畑 次晶

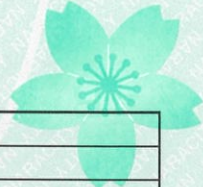
水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	セツビケンセツ あすなろ設備建設		
住 所	奈良市二名2丁目2458番の33		
フリガナ 代表者の氏名	ニシハタ ツギアキ 西畑 次晶		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
事業者及 事業所変更 住所	大阪市西区千代崎 2丁目25番12号	奈良市二名2丁目 2458番の33	
事業者及び 事業所の電話番号の変更	06-6582-4511	0742-46-2427	
事業者及び 事業所のFAX番号の変更		0742-31-4075	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。



住民票



氏名	面畑 次晶				住民票コード	省略	
旧氏					個人番号	省略	
生年月日	昭和26年 7月28日	性別	男	続柄	省略	住民となった年月日	昭和54年 5月30日
住所	奈良県奈良市二名二丁目2458番地の33				本籍	省略	
世帯主	省略				筆頭者	省略	
昭和54年 5月30日 大阪府守口市浜町2丁目13番地から転入 昭和54年 6月 5日 転入届出							

03西部第 1226号 01/01

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。

令和 3年 4月 9日

奈良市長

仲川 元庸





法融寺墓地

宗徳通和
法融寺

石田モータープール

モータープール

リヴェール南雄二番館

名2丁目

リヴェール南雄一番館

モータープール

モータープール

ライオンマンション東洋

A棟

マンション
東洋建設

18

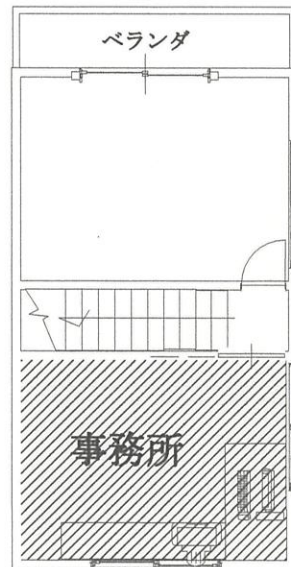
北3丁目

19

1F



2F



事務所平面図

ポスト・看板



事務所内



正面



事務所内

倉庫シャッター内部全体



倉庫シャッター内部最奥



倉庫・シャッター閉止



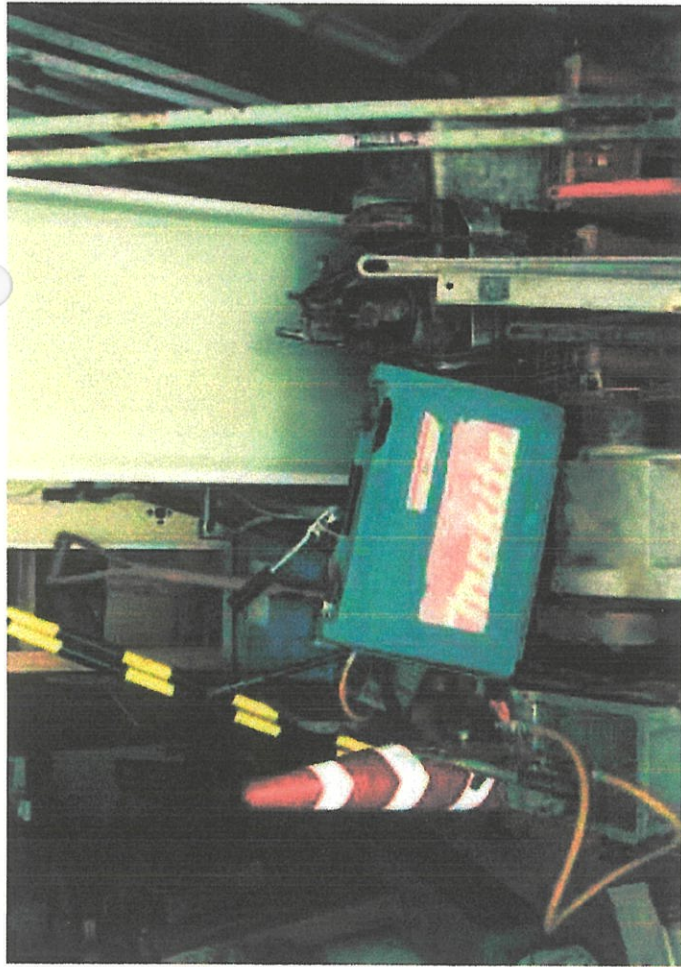
倉庫シャッター内部・中間

道具類



道具類

道具類



道具類